

事 務 連 絡  
令和4年12月15日



各団体の長 殿

三重労働局雇用環境・均等室長

### 冬季における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和3年に58.3%と前年より1.7ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として、政府目標とは大きな乖離があります。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方にかかる時間単位の年休制度については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

三重労働局では、この冬における年次有給休暇の取得促進について取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っております。

つきましては、別添のとおり広報文例を同封いたしますので、広報誌やホームページなどにより周知していただきたく、御協力方よろしく申し上げます。

なお、本リーフレット等は、以下のサイトや当局ホームページからもダウンロードできます。

別添

- ・ 広報文例
- ・ 年次有給休暇取得促進（リーフレット）

○ 「働き方・休み方改善ポータルサイト」内「年次有給休暇取得促進特設サイト」  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（担当） 三重労働局雇用環境・均等室  
TEL:059-226-2110 担当：常川・矢田